



佐賀県公報

平成19年
3月30日
(金曜日)
号外第10号

目次

人事委員会事項

(◎印は、県例規集に登載するもの)

◎学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う佐賀県人事委員会規則の整理に関する規則 (規則・三) 一

◎佐賀県職員管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (規則・三) 一

◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 (規則・三) 一

◎佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 (規則・三) 一

◎佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 (規則・三) 一

◎調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (規則・三) 一

◎佐賀県職員の任用に関する規則の実施規程の一部改正 (規則・三) 一

◎佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部改正 (訓令・二) 三

○ 人事委員会事項

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う佐賀県人事委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

◎佐賀県人事委員会規則第三号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う佐賀県人事委員会規則の整理に関する規則

(佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部改正)

第一条 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則(昭和二十

七年佐賀県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表の盲学校、ろう学校及び養護学校の項中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第二条 給料の調整額に関する規則(昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の県立の盲学校、ろう学校及び養護学校の項中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同表の市町立中学校及び市町立小学校の項の(1)中「特殊学級」を「特別支援学級」に改める。

(宿日直手当に関する規則の一部改正)

第三条 宿日直手当に関する規則(昭和四十六年佐賀県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

◎佐賀県人事委員会規則第四号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則(昭和三十三年佐賀県人事委員

会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八条及び」を「及び第十八条並びに」に、「第二十四条」を「及び第二十四条」に改める。

第二条の見出し中「指定」の下に「及び区分」を加え、同条中「別表に掲げるとおり」を「別表第一に掲げる職」に改め、同条に次の一項を加える。

2 別表第一に掲げる職に係る管理職手当の額の区分は、同表の職の欄の区分に応じ、同表の区分の欄に定める区分とする。

第三条を次のように改める。

(支給額)

第三条 前条第一項に規定する職にある職員のうち地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)以外の職員に支給する管理職手当の額は、当該職員に適用される県職員給与条例第三条第一項各号及び学校職員給与条例第五条第一項各号に掲げる給料表(以下「給料表」という。)の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第二項の規定による区分(以下「当該職の区分」という。)に応じ、別表第二の管理職手当の額の欄に定める額(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第九条第一項に規定する任期付短時間勤務職員にあつては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号。以下「勤務時間条例」という。)第二条第三項により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 前条第一項に規定する職にある職員のうち再任用職員に支給する管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第三の管理職手当の額の欄に定める額(法

第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職にある職員にあつては、その額に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

別表第一(第二条、第三条関係)

別表を次のように改める。

知事		組	
本庁		職	
共通		職	
統括本部	危機管理・報道監 総括政策監 政策監 国民保護・防災監	本部長 部長 理事 副本部長 副本部長 課長 室長 センター長 参事 技術監 検査監	一種 一種 一種 二種 二種 二種 三種 三種 四種 四種
くらし環境本部	二一ト自立支援推進監		三種
健康福祉本部	監査監		四種
農林水産商工本部	企業立地統括理事		一種
県土づくり本部	建設政策監		三種
経営支援本部	地域振興企画監		四種
出納局	会計管理者		二種
	出納局長		二種

首席参事官	二種
参事官	二種
首席監察官	二種
本部の課長	三種
理事官	三種
首席監察官	三種
機動隊長	三種
交通機動隊長	三種
高速道路交通警察隊長	三種
科学捜査研究所長	三種
運転免許試験場長	三種
参事	四種
管理官	四種
監察官	四種
検視官	四種
公安委員会補佐官室長	四種
企画室長	四種
術科指導官	四種
留置管理官	四種
会計指導官	四種
刑事指導官	四種
広域捜査官	四種
性犯罪捜査指導官	四種
機動捜査隊長	四種
知能犯捜査指導官	四種
組織犯罪対策官	四種
安全・安心まちづくり推進室長	四種
少年相談総合センター所長	四種
少年事件捜査指導官	四種
生活環境指導官	四種
生活安全捜査指導官	四種
地域指導室長	四種
通信指令室長	四種
鉄道警察隊長	四種
警察航空隊長	四種
交通管制官	四種
暴走族対策室長	四種

別表第一の次に次の二表を加える。

警察署	
警察署長	佐賀警察署長、唐津警察署長、 鳥栖警察署長、伊万里警察署長、 武雄警察署長、鹿島警察署長、 小城警察署長及び神埼警察署長
警察署の副署長	諸富警察署長及び白石警察署長
刑事官	警察署の副署長
地域官	警察署の副署長
会計官	警察署の副署長
多久幹部派出所長	警察署の副署長

交通事事件捜査指導官 四種
 交通反則通告センター所長 四種
 交通聴聞官 四種
 運転者教育室長 四種
 警備指導官 四種
 警備対策官 四種
 警察学校長 四種
 警察学校副校長 二種
 佐賀警察署長、唐津警察署長、鳥栖警察署長、伊万里警察署長、武雄警察署長、鹿島警察署長、小城警察署長及び神埼警察署長 二種

別表第二(第三条関係)

1 行政職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
9 級	一 種	130,300円 (理事にあつては、119,900円)
8 級	二 種	94,000円
7 級	三 種	70,800円
	四 種	66,400円
6 級	三 種	66,500円
	四 種	62,300円
	五 種	49,900円
	六 種	41,600円
5 級	五 種	47,600円
	六 種	39,700円
4 級	五 種	44,400円
	六 種	37,000円

2 公安職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
9 級	二 種	95,700円
8 級	二 種	90,900円
7 級	三 種	71,500円
	四 種	67,100円
6 級	三 種	68,900円
	四 種	64,600円

3 研究職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
5 級	二 種	103,400円
	三 種	82,800円
	四 種	77,600円
	五 種	62,100円
4 級	五 種	53,700円

4 医療職給料表(一)

職務の級	区分	管理職手当の額
4 級	一 種	137,700円 (理事にあつては、126,600円)
	二 種	110,100円
	三 種	88,100円
3 級	四 種	82,600円
	二 種	102,800円
	三 種	82,200円
	四 種	77,100円

5 医療職給料表(二)

職務の級	区分	管理職手当の額
7 級	二種	87,600円
	三種	70,100円
	四種	65,700円
6 級	三種	66,500円
	四種	62,300円

6 医療職給料表(三)

職務の級	区分	管理職手当の額
6 級	三種	69,300円
	四種	65,000円

7 高等学校等教育職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
4 級	三種	72,800円
	四種	63,700円
	五種	54,600円
3 級	五種	52,000円
	六種	43,300円

8 中学校・小学校教育職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
4 級	三種	69,500円
	四種	60,800円
	五種	52,100円
3 級	五種	51,600円
	六種	43,000円

別表第三(第三条関係)

1 行政職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
9 級	一 種	112,900円 (理事にあつては、103,900円)
		79,800円
8 級	二 種	58,300円
		54,700円
7 級	三 種	51,400円
	四 種	48,200円
	五 種	38,500円
	六 種	32,100円
6 級	五 種	35,400円
	六 種	29,500円
5 級	五 種	33,500円
	六 種	27,900円

2 公安職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
9 級	二 種	83,800円
8 級	二 種	77,300円
7 級	三 種	56,000円
	四 種	52,500円
6 級	三 種	52,000円
	四 種	48,800円

3 研究職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
5 級	二 種	78,700円
	三 種	62,900円
	四 種	59,000円
	五 種	47,200円
4 級	五 種	39,900円

4 医療職給料表(一)

職務の級	区分	管理職手当の額
4 級	一 種	115,900円 (理事にあつては、106,700円)
		92,700円
	三 種	74,200円
	四 種	69,600円
3 級	二 種	78,100円
	三 種	62,500円
	四 種	58,600円

5 医療職給料表(二)

職務の級	区分	管理職手当の額
7 級	二種	74,600円
	三種	59,700円
	四種	56,000円
6 級	三種	52,700円
	四種	49,400円

6 医療職給料表(三)

職務の級	区分	管理職手当の額
6 級	三種	53,200円
	四種	49,900円

7 高等学校等教育職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
4 級	三種	68,000円
	四種	59,500円
	五種	51,000円
3 級	五種	40,600円
	六種	33,800円

8 中学校・小学校教育職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
4 級	三種	66,300円
	四種	58,000円
	五種	49,800円
3 級	五種	39,800円
	六種	33,100円

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十三号)附則第三条第一項の規定により出納長が在職する場合においては、この規則による改正後の佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず、その任期中に限り、「会計管理者」とあるのは、「副出納長」と読み替えるものとする。

3 佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号。以下「県職員給与条例」という。)第七条の二及び第十八条並びに佐賀県学校職員給与条例(昭和三十三年佐賀県条例第四十四号。以下「学校職員給与条例」という。)

第九条の二及び第二十四条の規定により管理職手当を支給する職にある職員のうち、新規則第三条の規定による管理職手当の額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

- 一 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の百
- 二 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の七十五
- 三 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の五十五
- 四 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで 百分の二十

五

4 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日におけるこの規則による改正前の佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則別表の支給割合の欄に掲げる支給割合の区分を旧支給割合、新規則別表第一の区分の欄に掲げる区分を新区分とし、各旧支給割合に相当する新区分を次表のとおりとする。

る。

旧支給割合	新区分
百分の二十五	一種
百分の二十三	二種
百分の二十	三種
百分の十六	四種
百分の十五	五種
百分の十四	六種
百分の十二	
百分の十	

5 第三項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 施行日の前日に適用されていた県職員給与条例第三条第一項各号及び学校職員給与条例第五条第一項各号に掲げる給料表(以下「給料表」という。)と同一の給料表の適用を受ける職員(以下「同一給料表適用職員」という。)であつて、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、上位区分相当職員(その者に適用していた旧支給割合より高い旧支給割合に相当する新区分に対応する職にある職員をいう。第三号において同じ。)及び同一区分相当職員(その者に適用していた旧支給割合に相当する新区分に対応する職にある職員をいう。第三号において同じ。)

同日にその者が受けていた管理職手当の額
二 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、下位区分相当職員(その者に適用していた旧支給割合より低い旧支給割合に相当する新区分に対応する職にある職員をいう。第四号において同じ。)

ととなる管理職手当の額

三 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、上位区分相当職員及び同一区分相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、その者に適用していた旧支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

四 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位区分相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、その者に適用していた旧支給割合より低い旧支給割合に相当する新区分を適用し、当該新区分に相当する旧支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

五 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員(施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の額

六 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に人事交流等により引き続いて新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして人事委員会が定める職員 前各号の規定に準じて人事委員会が定める額

(宿日直手当に関する規則の一部改正)

6 宿日直手当に関する規則(昭和四十六年佐賀県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「別表の管理職手当を支給する職の欄の職を占める者」を「別表第一に掲げる職にある者」に改める。

(佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

7 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和六十年佐賀

県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三十五条中「別表に掲げる支給割合が百分の二十以上の職を占める職員」を「別表第一に掲げる支給区分が一種又は二種である職にある職員」に改める。

(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

8 管理職員特別勤務手当に関する規則(平成三年佐賀県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「別表の管理職手当を支給する職を占める職員」を「別表第一に掲げる職にある職員」に、「当該職員の占める職」を「当該職員の職」に、「支給割合の区分」を「区分の欄の区分」に改め、同号イ中「百分の二十五及び百分の二十三」を「二種」に改め、同号ロ中「百分の二十」を「二種」に改め、同号ハ中「百分の十六」を「三種」に改め、同号ニ中「百分の十五、百分の十四及び百分の十二」を「四種及び五種」に改め、同号ホ中「百分の十」を「六種」に改める。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第五号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条の二中「別表に掲げる支給割合が百分の二十以上の職を占める職員」を「別表第一に掲げる区分が一種又は二種である職にある職員」に改める。

第四条の四第一項中「及び副出納長」を「、会計管理者及び出納局長」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十三号)附則第三条第一項の規定により出納長が在職する場合においては、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定にかかわらず、その任期中に限り、副出納長に係る規定の適用については、なお従前の例による。

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第六号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則(昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「同項第一号に規定する事務」を「自動車税及び自動車取得税の賦課又は徴収に関する業務」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 税務手当の額は、職員が業務に従事した日一日につき次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において、次の各号のいずれにも該当する場合にあつては、第二号に定める額を税務手当の額とする。

一 勤務公署における業務 六百元

二 勤務公署以外の場所における業務 七百元

第三条を次のように改める。

(教務手当)

第三条 条例第四条第二項に規定する人事委員会規則で定める業務は、訓練礼式、ポンプ操法訓練、体育訓練、救急実技訓練、火災防備訓練、救助訓練、水防訓練又は危険物実技の各教育訓練とする。

2 条例第四条第一項の教務手当の額は、職員が勤務した月一月につき二万四千四百円とする。

3 条例第四条第二項の教務手当の額は、職員が業務に従事した日一日につき七百二十円とする。

第五条を次のように改める。

(社会福祉業務手当)

第五条 条例第六条第一項に規定する人事委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に基づき、児童又はその保護者等と面接して行う相談、調査、指導又は一時保護に関する業務

二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に基づき、身体障害者等と面接して行う相談又は指導に関する業務

三 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)に基づき、要保護者又はその扶養義務者等と面接して行う指導、相談又は調査に関する業務

四 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)に基づき、要保護女子等と面接して行う相談、調査、指導又は一時保護に関する業務

五 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)に基づき、知的障害者等と面接して行う相談又は指導に関する業務

六 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)に基づき、母子家庭等の児童又はその保護者等と面接して行う相談、調査又は指導に関する業務

七 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)に基づき、児童又はその保護者等と面接して行う相談、指導、調査又は一時保護に関

する業務

八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）に基づき、配偶者から暴力を受けた被害者又はその配偶者等と面接して行う相談、指導又は一時保護に関する業務

九 前各号に掲げる業務に類するものとして人事委員会が指定する業務

2 社会福祉業務手当の額は、職員が業務に従事した日一日につき六百円とする。

第十条中「別表」を「別表第一」に改める。

第三十条第一項中「土木事務所又は西部地区ダム事務所」を「又は土木事務所」に改める。

第三十一条第二項中「別表第二」を「別表」に改める。

第三十一条の二中「第二条第二項、第三条、第五条」を「第三条第二項」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「手当」の下に「（条例第四条第一項に規定するものに限る。）」を加え、同号を同条第一号とし、同条中第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

別表第一を削り、別表第二を別表とする。

様式第一を様式第一の四とし、同様式の前に次の三様式を加える。

様式第一 (第34条関係)

賦課・徴収業務実績簿

所属名

氏名

所属長印	直接監督 責任者印	月 日	従事場所	業務内容	従事者印

様式第一の二 (第34条関係)

消防訓練業務実績簿

所属名

氏名

所属長印	直接監督 責任者印	月 日	業 務 内 容	従事者印

様式第一の三 (第34条関係)

社会福祉業務実績簿

所属名

氏名

所属長印	直接監督 責任者印	月 日	業 務 内 容	従事者印

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

佐賀県職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

◎佐賀県人事委員会規則第七号

佐賀県職員に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の任用に関する規則(昭和四十四年佐賀県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第二条)

第二章 任用

第一節 任用の一般的基準(第三条―第七条)

第二節 条件附採用及び臨時的任用(第八条―第十条)

第三節 競争試験(第十条の二―第十条の五)

第四節 選考(第十条の六―第十条の九)

第三章 任用候補者名簿(第十一条―第二十四条)

第四章 権限の委任(第二十五条)

第五章 補則(第二十六条)

附則

第一条の次に次の一条を加える。

(適用の範囲)

第一条の二 この規則は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、一般職に属するすべての職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百

三十五号)第一条に規定する学校栄養職員及び事務職員(以下「県費負担事務職員」という。)を含む。以下「職員」という。)に適用するものとする。

第二章 任用」を削る。

第二条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号中「第六条第二項第二号」を「第十条の六第二号」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 任命権者 法第六条第一項に規定する任命権者及び同条第二項により当該任命権者の権限の一部を委任された者をいう。

第三条の前に次の章名及び節名を付する。

第二章 任用

第一節 任用の一般的基準

第六条及び第七条を次のように改める。

(採用及び昇任の方法)

第六条 職員の採用は又は昇任は、第十条の六及び第十条の七の規定により選考によることが認められている場合を除き、競争試験によらなければならない。

第七条 削除

第八条の前に次の節名を付する。

第二節 条件附採用及び臨時的任用

第九条第一項中「、それぞれ人事委員会の承認を得て」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合においては、人事委員会の承認があつたものとみなす。

第九条第二項を次のように改める。

2 任命権者は、前項の規定により臨時的任用を行った場合は、速やかに人事委員会に報告しなければならない。

第十条第一項中「、人事委員会の承認を得て」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前条第一項後段及び第二項の規定は、前項の規定により臨時的任用の更新をした場合において準用する。
第二章に次の二節を加える。

第三節 競争試験

(競争試験)

第十条の二 競争試験の名称、区分及び対象となる職は、別表のとおりとする。

(競争試験の方法)

第十条の三 競争試験は、次の各号に掲げる方法のうち二以上の方法を併せて行うものとする。

- 一 筆記試験
- 二 経歴評定
- 三 実地試験
- 四 勤務評定
- 五 口述試験
- 六 身体検査
- 七 前各号に掲げるもののほか、職務遂行能力を客観的に判定することができる方法

(告知)

第十条の四 競争試験の告知は、県公報による公示、県ホームページ、県広報誌、テレビ、ラジオ、新聞等への掲載その他の適切な方法により行うものとする。

(受験の資格要件)

第十条の五 受験の資格要件として必要な年齢、学歴、免許、経歴等については、別表に掲げる職の区分に応じて実施する競争試験ごとに人事委員会がその都度定めるものとする。

第四節 選考

(選考による採用)

第十条の六 次の各号のいずれかに掲げる職への採用は、選考によることのできる。

一 国又は人事委員会を置く他の地方公共団体の職員である者を引き続き本県の知事部局の職又はこれらに相当するものと人事委員会が認める職に採用する場合の当該職

二 一の市町の県費負担事務職員を免職し、引き続き他の市町の県費負担事務職員に、及び一の市町の県費負担事務職員を免職し、引き続き県立学校の事務職員(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十一条第一項に規定する事務職員、技術職員その他所要の職員をいう。以下同じ。)に、並びに県立学校の事務職員を免職し、引き続き一の市町の県費負担事務職員に採用する場合の当該職

三 警察庁若しくは他の都道府県の警察官である者又は皇宮護衛官である者を引き続き本県の警察官の職に採用する場合の当該職

四 国又は人事委員会を置く他の地方公共団体の競争試験又は選考に合格した者をもつて補充しようとする職で、当該競争試験又は選考に係る職と同等以下と人事委員会が認める職

五 かつて職員であつた者をもつて補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職と同等以下と人事委員会が認める職

六 緊急に補充することが必要やむを得ないと認められる職で、当該職に係る採用候補者名簿がなく、競争試験を行なうことが困難であると人事委員会が認める当該職

七 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)第六条第一項第一号の規定により採用された者をもつて補充しようとする職

八 前各号に規定するもののほか、人事委員会が競争試験によることが不当であると認める職

(選考による昇任)

第十条の七 次の各号のいずれかに掲げる職への昇任は、選考によることので

きる。

一 知事部局本庁の係長以上の職又はこれに相当するものと人事委員会が認める職

二 警視の職

三 国又は人事委員会を置く他の地方公共団体の競争試験又は選考に合格した者をもつて補充しようとする職で、当該競争試験又は選考に係る職と同等以下と人事委員会が認める職

四 昇任させようとする職員がかつて任用されていた職と同等以下と人事委員会が認める職

五 競争試験を行つても十分な競争者を得られないと人事委員会が認める職又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について職員の順位の判定が困難であると人事委員会が認める職

六 前各号に規定するもののほか、人事委員会が競争試験によることが不適当であると認める職

(選考による昇任の特例)

第十条の八 警察官が生命をとして職務を遂行し、そのために死亡し、又は著しい障害の状態となつた場合のその者についての昇任は、前条の規定にかかわらず、選考によることができるものとする。この場合においては、人事委員会の承認があつたものとみなす。

(選考の方法)

第十条の九 選考は、必要に応じ筆記試験、実地試験その他の方法を用いて行うことができる。

第十六条第一項中「第六条第二項及び第三項」を「第十条の六及び第十条の七」に改める。

第二十五条第一項に次の一号を加える。

三 第十条の六第七号の職への採用のための選考に関すること。

第二十五条第二項第一号中「第六条第二項第二号」を「第十条の六第二号」

に改め、同条第三項第一号中「第六条第三項各号」を「第十条の七各号」に、「二」を「いずれかに」に改め、同項に次の一号を加える。

三 巡査の職への採用に関する競争試験の実施及び採用候補者名簿の揭示方法の全部又は一部に関すること。

別表中「第六条関係」を「第十条の二関係」に改め、同表の佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の他の区分の対象とならないすべての職」を「広範な行政分野にわたる業務に従事することを職務とする職(佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の他の区分の対象となる職を除く。)」に改め、同表の佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の生活改良普及員の項を削り、同表の佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の栄養士の項中「栄養士」を「管理栄養士」に改め、同表の佐賀県職員採用試験(短期大学卒業程度)の農政の項を削り、同表の佐賀県職員採用試験(短期大学卒業程度)の保育士の項及び司書の項を削り、同表の佐賀県職員採用試験(高等学校卒業程度)の一般事務の項中「一般事務」を「行政」に、「佐賀県職員採用試験(高等学校卒業程度)の他の区分の対象とならないすべての職」を「広範な行政分野にわたる業務に従事することを職務とする職(佐賀県職員採用試験(高等学校卒業程度)の他の区分の対象となる職を除く。)」に改め、同表の佐賀県職員採用試験(高等学校卒業程度)の生活指導員の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(佐賀県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部改正)

2 佐賀県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則(昭和四十八年佐賀県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号を次のように改める。

五 佐賀県職員の任用に関する規則(昭和四十四年佐賀県人事委員会規則第六号)第九条第二項(同規則第十条第二項により準用する場合を含む。)の規定による臨時的任用の報告の受理に関すること。

(佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

3 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和六十年佐賀県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「第六条第一項」を「第六条」に改める。

調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

◎佐賀県人事委員会規則第八号

調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

調整手当に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年佐賀県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「給与条例」を「佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号。次項において、「給与条例」という。)」に改める。

附則第三項中「百分の十一」を「百分の十二」に改める。

附則別表中「百分の十三」を「百分の十四」に、「百分の十一」を「百分の十二」に、「百分の七」を「百分の八」に、「百分の一」を「百分の二」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

◎佐賀県人事委員会細則第一号

佐賀県職員の任用に関する規則の実施規程(昭和四十四年佐賀県人事委員会細則第一号)の一部を次のように改正する。

平成十九年三月三十日

佐賀県人事委員会事務局

事務局長 石 倉 敏 則

第三条第一項中「第六条第二項又は第三項」を「第十条の六又は第十条の七」に、「一」を「いずれか」に改め、同項の表の任用規則第六条第二項による採用選考の場合の項中「第六条第二項」を「第十条の六」に改め、同表の任用規則第六条第三項による昇任選考の場合の項中「第六条第三項」を「第十条の七」に改める。

第四条及び第五条を削る。

第六条中「第九条第二項」の下に「(任用規則第十条第二項の規定により準用する場合を含む。)」を、「臨時的任用報告書」の下に「期間の更新の場合にあつては、臨時的任用(期間更新)報告書」を加え、同条を第四条とし、第七条から第九条までを二条ずつ繰り上げる。

第十条の表中

臨時的任用承認請求書	七	任命権者	人事委員会事務局長
臨時的任用期間更新承認請求書	八	〃	〃
臨時的任用(期間更新)承認請求結果通知書	九	人事委員会事務局長	任命権者
臨時的任用報告書	十	任命権者	人事委員会事務局長

を

臨時的任用報告書	臨時的任用報告書	七	任命権者	人事委員会事務局長
報告書	報告書	八	局長	

に、

”	”	”	”	”	”
十一	十二	十三	十四	十五	十六

を

”	”	”	”	”	”
九	十	十一	十二	十三	十四

に改め、同条を第八条とする。

様式第三号中「第6条第2項」を「第10条の6」及び「6条2項」を「10条の6」号」に改める。

様式第四号中「第6条第3項第 号」を「第10条の7第 号」に改める。

様式第七号から様式第九号までを削る。

様式第十号中

職員の区分

該当条項	職員の区分
9条1項 号	
9条1項 号	

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

9条1項 号	
9条1項 号	
9条1項 号	
9条1項 号	
9条1項 号	
9条1項 号	
9条1項 号	

に改め、同様式

を様式第七号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第十一号を様式第九号とし、様式第十二号から様式第十六号までを二様式ずつ繰り上げる。

附 則

この細則は、公布の日から施行する。

●佐賀県人事委員会訓令第一号

事務局

佐賀県人事委員会事務局処務規程（昭和六十二年佐賀県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成十九年三月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

別表第二十三号中「第六条第二項」を「第十条の六」に改め、同表第二十四号中「第六条第三項第一号」を「第十条の七第一号」に改め、同表第二十八号中「別表」を「別表第一」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年三月三十日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷